

第1章 指針改定の趣旨	1
第2章 基本的な考え方	
I 基本理念	2
II 指針の位置づけ	3
III 本県の人権施策の推進体制	3
IV 指針の推進期間	4
第3章 人権施策の総合的かつ効果的な推進	
I 人権教育・人権啓発の推進	6
1 人権教育	6
(1) 学校教育	6
(2) 社会教育・生涯学習	7
(3) 家庭教育	8
2 人権啓発	8
(1) 県民への啓発	8
(2) 企業等への啓発	9
3 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修	9
4 情報収集・提供の推進	11
II 相談体制の充実強化	13
1 相談体制の充実強化	13
2 相談機関の周知	13
III 県民、関係機関等との連携	15
1 県民との協働	15
2 専門家、各種団体等との連携	15
3 国・市町村との連携	15
4 庁内の連携	16
IV マスメディア等の活用	16
V 進行管理及び見直し	16

第4章 分野別施策の推進

1 女性	17
2 子ども	21
3 高齢者	26
4 障がい者	29
5 同和問題(部落差別)	33
6 外国人	37
7 インターネットによる人権侵害	39
8 感染症患者	42
9 刑を終えて出所した人	45
10 犯罪被害者等	47
11 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人	49
12 災害に伴う人権問題	52
13 その他の人権問題	54
用語解説	59
〈資料〉	
○人権をめぐる国内外の動向	69
○人権関係年表	72
○世界人権宣言	79
○日本国憲法(抄)	83
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	85
○関連法規等(抜粋)	87

注) 文中に※がついた用語は、「用語解説」に説明がしてありますので参考にして下さい。